

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成 27 年度)

基金の名称	農林漁業セーフティネット資金利子補給基金
法人名	全国木材協同組合連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	2百万円(2百万円)(平成27年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 燃油等資材価格の高騰により資金繰りに支障を来している林業者の経営安定のための資金借入れに対する利子助成

2. 見直し結果(平成 27 年度)

項 目	講 ず る 措 置	
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施し、後年度負担の支払終了後の平成31年度に基金を廃止。	
基金事業を終了する時期	○ 平成31年度	
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成31年度までに実施	
基金事業の目標	○ 新規受付を終了した基金	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.13 算出に用いた方式及び数値については、以下の通り。	
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに要する補助額及び管理費 ＝202万円÷179万円 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成26年度末の基金額:202万円 事業が完了するまでに要する補助額(利子助成額):119万円 管理費(事務費):60万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有
	[有の場合]該当する理由 ① 新規受付は平成21年度に終了。後年度負担が生じる平成30年度まで事業を継続し、基金は翌年度の平成31年度に廃止予定。 (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) ○ 後年度の利子助成に必要な経費を除き、平成22年6月に14百万円を国庫返納済。 ○ 後年度負担の支払終了後の平成31年度に残額を国庫へ返納。	
その他	—	

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成 20 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。